

附帯決議（H16年5月参議院内閣委員会） の対応状況

（平成20年11月26日現在）

右の列の数字は、障害者基本計画（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）中、該当する箇所を指している。

（例） 1 . (2) とは、同計画中、次の箇所を指している。

分野別施策の基本的方向

1 . 啓発・広報

(2) 施策の基本的方向

啓発・広報活動の推進

附帯決議(H16年5月参議院内閣委員会)の対応状況

附 帯 決 議	対 応 状 況	
<p>一、障害者施策の推進に当たっては、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を確認した法第三条第一項の基本的理念を踏まえ、障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすることを基本とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合うとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する「共生社会」の考え方を基本的な方針とした障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)及び重点施策実施計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定、平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)を策定・推進。 	
<p>二、障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、併せて精神障害者の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度より、障害者自立支援法に基づき地域活動支援センターを制度化し、障害者の地域における創作的活動、生産活動の機会の提供等、日中活動を支援。 ・ 障害者雇用促進法の改正により、平成18年度から精神障害者を雇用率の算定対象に追加。 ・ 地域障害者職業センターが主治医と連携して、精神障害者の雇用促進・職場復帰・雇用継続のため、精神障害者総合雇用支援を実施。 ・ 障害者雇用促進法の改正により、平成18年度より、在宅就業障害者に仕事を発注する企業に対して、特例調整金・特例報奨金を支給。 	<p>2.(2)</p> <p>5.(2)</p>
<p>三、障害者に対する障害を理由とする差別や権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な措置を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省の人権擁護機関において、障害者に関する人権問題について相談に応じ、障害を理由とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、その結果に基づき事案に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者到人権尊重思想を啓発するなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を実施。 ・ 人権擁護法案の国会提出について検討中。 	<p>2.(2)</p>
<p>四、情報バリアフリー化の推進は、障害者等のコミュニケーションの保障に資するべきものであることにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針」及び解説書の作成、公表。 ・ JIS X8341 シリーズ「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の制定及びISOへの提案。 ・ 字幕放送や手話放送、解説放送の普及について、制度面、予算面から各種施策を展開。 ・ 平成19年10月、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定。 ・ 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、(独)情報通信研究機構が番組制作費や通信・放送サービス等の開発・提供に対する助成金を交付。 ・ 政府広報関連ウェブサイトの障害者対応の推進や障害者を対象とした広報を推進。 	<p>7.(2)</p>

<p>五、障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年 6 月、学校教育法施行令を改正し、障害のある児童の就学先の決定に当たり、市町村教育委員会による保護者からの意見聴取を義務付け(改正法は平成 19 年 4 月施行)。 ・ 発達障害を含め障害のある幼児児童生徒への学校における支援体制を充実するため「特別支援教育体制推進事業」(平成 20 年度からは「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」)を各都道府県に委嘱して実施し、特別支援教育の総合的な体制整備を推進。 ・ 平成 19 年度より、公立小・中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して、学校生活上の介助、学習上のサポートを行う特別支援教育支援員を配置するための経費を地方財政措置。 ・ 特別支援学校及び小・中学校等の学習指導要領において、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を設ける旨を記載。 ・ 平成 19 年 3 月、特別支援学校と小・中・高等学校との交流及び共同学習に関する事例集を作成・配付。 ・ 平成 20 年 6 月、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習に関するガイドを作成し、文部科学省ホームページに掲載。 ・ 交流及び共同学習を推進するため、都道府県において指導的立場にある教員等を対象とする研修を実施。 	<p>1.(2)</p> <p>4.(2)</p>
<p>六、「障害者」の定義については、「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。</p> <p>また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法では、「障害者」の定義について、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と包括的に規定。 ・ てんかんを有する者については、従前より、障害者基本法上の障害者かつ精神保健福祉法上の精神障害者に位置付けられており、当該者の自立と社会参加のための各種施策を実施。 ・ 発達障害者支援法の制定を踏まえ、平成 17 年度より、発達障害者のライフステージにおける一貫した支援を実施するため、都道府県・指定都市に支援体制整備について検討する検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画を作成。 ・ 発達障害者支援センターにおいて、相談・助言指導、発達支援・就労支援、情報提供・研修、関係機関間の連絡調整を実施。 ・ いわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ医療費が高額である疾患について、効果的な研究の推進、医療の確立・普及のため、特定疾患治療研究事業において、医療費の自己負担分を公費負担。 ・ 厚生労働科学研究として難治性疾患克服研究事業を実施し、難治性疾患の画期的な診断法及び治療法の研究開発を推進。 ・ 保健所が中心となって重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を実施。 	<p>2.(2)</p> <p>6.(2)</p>
<p>七、国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約の可能な限り早期の締結に向け、必要な国内法令の整備を図るべく、障害者施策推進本部の下に置かれた「障害者権利条約に係る対応推進チーム」において検討中。 	<p>8.(2)</p>